

令和元年 6 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
6 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年6月17日(月)午後1時15分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	浦 島 英 宣	欠	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐山 徹
鹿島区 鈴木 清教
原町区 本間 健一 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 高橋徳比克 主査 山本 将之
主事 平田 幸子 主事 米本 一樹 農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 3 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 2 4 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 2 5 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 2 7 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 報告第 2 8 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより令和元年6月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、4番浦島英宣委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号11番佐藤洋委員、12番遠藤秀明委員、13番山内弘巳議員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、5月27日に、東京都で開催された県選出国會議員との懇談会、及び令和元年度全国農業委員会会長大会に出席し、県選出国會議員には、復興・創生期間後の体制等に対する要請などを行うとともに、全国農業委員会会長大会では、食料・農業・農政政策の強化に向けてをはじめとする4件の決議を行ったところでございます。次に、5月27日に、令和元年度南相馬市農業者年金協議会代議員会が鹿島区万葉ふれあいセンターで開催され、岡田会長職務代理者が出席し、祝辞を述べてきたところであります。次に、5月29日に、福島県農業者年金協議会第44回通常総会が福島市の杉妻会館で開催され、岡田会長職務代理者が出席し、議案4件について審議し、原案のとおり決定したところであります。また、総会終了後に、令和元年度農業者年金加入推進特別研修会に岡田会長職務代理者と事務局職員が出席し、農業者年金制度の概要についてをはじめとする4項目に関し、研修を受けてきたところであります。次に、6月2日に、小高区塚原地内で開催された第7回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭に出席し、植樹を行うとともに、記念式典に参加したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第22号専決処分 of 報告についてを議題といたします。専決第6号について事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第22号専決第6号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申出がございましたので、それぞれ、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第7号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号専決第7号についてご説明いたします。議案書は5ページから6ページになります。福島地方環境事務所により、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、農地が農業の用に供されている旨等の証明書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が2件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第8号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号専決第8号についてご説明いたします。議案書は7ページから8ページになります。相馬税務署より相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の交付依頼があり、確認書を交付した事案が1件ございました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第23号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの報告を求めます。

7 番委員 報告第 2 3 号農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について申し上げます。議案書の 9 ページから 1 0 ページとなります。内容につきましては、去る 5 月 2 8 日午前 1 1 時より南相馬市役所北庁舎 2 階、会議室 2 において、案件 の出し手申出人案件 の出し手申出人の代理人、買い手申出人県農業振興公社より担当者 1 名、調整委員 2 名、事務局 2 名により開催いたしましたところでございます。協議内容につきましては、案件 ともに出し手側から 1 0 a 当たり 40 万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出があった農地につきましては、1 0 a 当たり 40 万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は案件 が 1 万 6,400 円となり、公社手数料として 5,000 円を差し引き、支払い額は 1 万 1,400 円となります。また、案件 については、126 万 5,200 円となり、公社手数料として 1 万 2,600 円を差し引き、支払い額は 125 万 2,600 円となります。この件は議案第 7 2 号議案書の 1 7 ページの農用地利用集積計画にも記載してありますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 2 4 号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の 1 4 番委員からの報告を求めます。

1 4 番委員 報告第 2 4 号について報告及び、ご説明申し上げます。議案書の 1 1 ページです。内容としては、去る 5 月 2 8 日午後 1 時 3 0 分より、南相馬市役所北庁舎 2 階会議室 2 において出し手申し出人、それと、福島県農業振興公社より担当者 1 名、調整委員 2 名、事務局 2 名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から 1 0 a 当たり 40 万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については 1 0 a 当たり 40 万円で公社が購入することになりました。売買代金は 143 万 6,400 円となり、公社手数料として 1 万 4,300 円を差し引き支払い額は 142 万 2,100 円となります。この件は議案第 7 2 号議案書 1 7 ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、報告第25号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の18番委員からの報告を求めます。

18番委員 　　報告25号についてご説明申し上げます。議案書の12ページになります。内容といたしましては、去る5月28日午後2時15分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において出し手申出人の代理人、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容についてですが、申出人側から10a当たり29万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるという意見があり、申し出のあった農地につきましては10a当たり29万円で、公社が購入することになりました。売買代金は21万9,240円となりますが、公社手数料として5,000円を差し引き支払い額は21万4,240円となります。この件につきましては、議案第72号議案書17ページの農用地集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、報告第26号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第26号についてご説明いたします。議案書の13ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第27号、違反転用事業の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第27号についてご説明いたします。議案書の14ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、50年以上前から住宅用地として使用しています。今般、土地の調査測量を行ったところ、地目が農地であることが判明したものです。続きまして整理番号2番については、平成7年頃から従業員の駐車場として使用しています。今回、土地を譲り受けるにあたり、土地の調査を行ったところ、農地を駐車場として使用していることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第9、報告第28号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。半谷総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

半谷委員長 総務企画専門委員会開催報告をいたします。

1、開催日時、令和元年6月10日曜日午前9時30分から午後0時15分まで行いました。

2、場所、南相馬市役所北庁舎2階会議室2

3、出席者は記載のとおりです。

4、協議概要

(1) 農業委員会の実施状況等の公表について、

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局案に対する検討を行い、別添により福島県に提出することとした。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局案に対する検討を行い、別添により福島県に提出することとした。

(2) 令和2年度農業施策の要望の検討について

事務局案に対する検討を行い、別添により一般社団法人福島県農業会議に提出することとした。

(3) 令和2年度農林関係税制改正の要望について

各農業委員に諮り意見がなかったため、今回は要望なしで報告することとした。

(4) 市内農業施設視察及び作況調査等について

6月定例総会終了後に、当日出席の農業委員と農地利用最適化推進委員の地区代表者が、委員の知識及び見識向上を目的とした市内農業施設視察研修を実施、参加することとした。

(5) その他

農地利用最適化推進委員の全体の代表者について

今後、推進委員の活動を統括する代表委員を小高区、鹿島区、原町区から各1名で選び、その中から委員長1名と副委員長2名とすることとした。選出は推進委員が一堂に会する6月12日の農地利用状況調査説明会時に互選で行うこととした。

農業委員の視察研修について

従来、福島県下農業委員会大会に併せて行っていった1泊2日の視察研修は、予算の都合上、日帰りで行うこととした。時期や行き先等は、事務局が案を作成し、会長や総務企画専門委員会と協議、決定をしていくこととした。

農業委員に対する令和元年度主要事業の説明について

例年実施している農政課と農林整備課による主要事業の説明を次回の7月定例総会時に行うこととした。担当課との調整は、事務局が行うこととした。

次の資料等はお目通しをお願いいたします。

飛びまして、15ページの令和2年度農業施策の要望事項等に関する検討結果報告書(案)につきましても、後ほど各自、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 それでは、ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第72号、農用地利用集積計画の決定についてを議題

といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の16ページから26ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第72号について説明いたします。議案書の16ページから26ページになります。今回、所有権移転が4件、利用権設定が134件になっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第11、議案第73号、農用地利用配分計画にかかる意見についてを議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号13番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、酒井盛男農地利用最適化推進委員には、この間退席を願います。

議長 暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から整理番号13番の説明を求めます。

事務局 議案第73号整理番号13番についてご説明いたします。議案書の28ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第73号整理番号13番について説明いたします。議案書の27ページ及び28ページになります。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸借を行うものとなっております。内容につきましては記載となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 酒井盛男委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第73号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第73号の残り全部についてご説明いたします。議案書の27ページから30ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第73号の残り全部について説明いたします。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸借を行うものとなっております。内容につきましては記載となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 7 4 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 4 号についてご説明いたします。議案書の 3 1 ページになります。3 条許可となった所有権移転の取消願出が 1 件ございます。取消をする理由ですが、譲受人が会社を退職し、本格的に営農に取り組もうと考え、農地を取得しましたが、会社の要望により退職が数年先に延びたため、農地の取得を取消するものです。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 日程第 1 3、議案第 7 5 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 5 号についてご説明いたします。議案書の 3 2 ページから 3 4 ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。また、調査担当委員からは、これらの案件につきまして、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 7 6 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許

可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第76号についてご説明いたします。議案書の35ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。また、調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第77号、農地法第4条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号についてご説明いたします。議案書の36ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、報告第27号整理番号1番の追認を得るための案件です。申請番号2番及び3番については、農地改良のための一時転用であり、どちらも転用期間は許可日から1年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第77号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る6月8日午前9時頃から、申請人の立ち会いのもと、調査項目に沿って調査いたしました結果、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号2番について15番委員。

15番委員 議案第77号申請番号2番について、調査をしたので報告いたします。現地案内図は2ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る6月11日午後1時30分より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりましたので、皆さんのご審議方よろしく願いいたします。

議長 続きまして、申請番号3番について3番委員。

3番委員 議案第77号申請番号3番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。去る6月12日午後1時より申請人の代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第78号、農地法第4条の規定による許可申請について県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の37ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から2年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について18番委員。

18番委員 議案第78号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由につきましては記載のとおりでございます。去る6月11日午前10時より、申請人立ち会いのもと、1ha以上の一時転用であるために、県の常設審議委員である相馬市農業委員会会長、さらには事務局2名、計5名で、現地調査を行いました。現地案内図は4ページであります。調査書の調査項目に基づき、申

請人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、傾斜地の畑を平たん地にする農地改良の工事のための一時転用であります。工事中は沈砂池を設け、土砂の流出を防ぎます。工事後は畑地に戻します。隣接地の所有者の同意も得ておりますので、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第79号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の38ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第27号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について11番委員。

11番委員 議案第79号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る6月12日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、8番委員。

8番委員 議案書第79号申請番号2番について現地調査報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る6月10日午後2時より、譲渡人及び譲受人の代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、

一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、14番委員。

14番委員 議案第79号申請番号3番について報告いたします。案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。6月9日午前9時頃、譲受人立ち会いのもと、現地調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第80号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の39ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に建売住宅6棟を建築するための転用申請です。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第80号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る6月12日午前11時より、譲渡人及び譲受人、両名立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見

を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 81号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 81号についてご説明いたします。議案書の 40 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。試掘調査のための一時転用であり、転用期間は許可日から 8 カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について 9 番委員。

9 番委員 議案第 81号申請番号 1 番について、6 月 14 日午後 5 時頃、申請人立ち会いのもと現地調査をいたしましたので、調査報告をいたします。現地案内図は、9 ページです。申請内容は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 82号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 82号についてご説明いたします。議案書の 41 ページになります。申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、常磐自動車道の小高区における付加車線道路工事に伴う工事用道路、表土置場、資材置場等としての一時転用であり、転用期間は許可日から 18 ヶ月となっております。続きまして、申請番号 2 番については、復旧復興事業に伴う土取り場としての一時転用であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番に

ついて、18番委員。

18番委員 議案第82号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由につきましては記載のとおりであります。また、現地案内図は10ページであります。去る6月11日午前11時より、被設定人立ち会いのもと、これも1ha以上の一時転用であるために、県の常設審議委員である相馬市農業委員会会長、事務局職員2名、計5名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人から聞き取り、現地の状況を調査しました結果、申請地は、高速道路、市道、設定人の宅地等に囲まれており、また周辺の農地も設定人の所有地でありますので、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議方お願いいたします。

議長 続きまして、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第82号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は、11ページです。去る6月15日午前9時より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行ったところであります。調査書の調査項目につきましては、設定人及び被設定人からの聞き取りをし、また、現地の状況等も調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしましたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第21、議案第83号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の42ページから44ページとなります。申請番号1番から8番についての土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった32筆の農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表しまして、6番委員から報告をお願いします。

6番委員 議案第83号現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。申請番号1番については、去る6月5日午後1時50分頃より、3名の農業委員と事務局職員1名、及び申請人と現地調査を行いました。現地案内図は12ページであります。利用状況は記載のとおりであります。現地調査をしたところ、進入路、畑、ともに雑木や竹が生い茂り山林化しており、農業機械で土を耕すことは著しく困難、復元できない状況であると確認して、非農地と判断いたしました。続いて、申請番号2番から8番については、同日午後3時30分頃より、農業委員3名、事務局職員1名、申請人代理人1名、各申請人7名中5名で現地調査を行いました。現地案内図は13ページであります。利用状況は記載のとおりであります。現地調査をしたところ、進入路は未整備で狭く、急勾配で農業機械が入って行くことは、大変危険な状況でした。畑に関しては、雑木や竹が茂り山林化しており、農業機械で土を耕すことは著しく困難で、復元できないと確認し、非農地と判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告7件並びに議案12件、合わせて19件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の6月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後2時10分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年6月17日

議事録署名人(11番・サトウ ヒロシ)

⑩

議事録署名人(12番・エンドウ ヒデアキ)

⑩

議事録署名人(13番・ヤマウチ ヒロミ)

⑩